

熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い等に関する同意書

- 1 合志市は、合志市移住支援金交付要綱第 10 条（支援金の返還）に定める事項の確認のため、住民基本台帳と地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条に規定する市町村税の納付状況を確認します。
- 2 熊本県及び合志市は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 3 熊本県及び合志市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 4 熊本県及び合志市は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

上記各項目について同意します。

年 月 日

氏 名